

ー 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 ー

国土交通省より自動車検査証の有効期間が再伸長される旨の発表がありました。

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

※適用地域の追加および第１・２群車検対象外車に関する対象契約の保険終期に誤りがありましたので、本日通知した内容に青文字の内容を追加しております。

１．特別措置の適用

伸長対象地域	
第１群	【鹿児島県】 奄美市、大島郡
第２群	【鹿児島県】 鹿児島県（奄美市、大島郡を除く） 【宮崎県】 宮崎県 【熊本県】 熊本県 【長崎県】 長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、南島原市、雲仙市、西彼杵郡（長与町、時津町）、南松浦郡（新上五島町）、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡 【福岡県】 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
第３群	【大分県】 大分県 【佐賀県】 佐賀県 【福岡県】 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

２．特別措置の具体的な内容

（１）継続契約の締結手続の猶予

<第１群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が 2024 年 8 月 28 日に付保された保険契約であり、2024 年 8 月 29 日に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024 年 8 月 29 日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024 年 8 月 28 日から 2024 年 8 月 29 日に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024 年 8 月 29 日を限度として猶予します。

<第２群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年8月29日の自動車に付保された保険契約であり、2024年8月30日に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年8月30日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024年8月29日から2024年8月30日に保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年8月30日を限度として猶予します。

<第3群>

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2024年8月29日から2024年9月1日までの自動車に付保された保険契約であり、2024年8月30日から2024年9月2日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年9月2日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2024年8月29日から2024年9月2日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2024年9月2日を限度として猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予

<第1群>

2024年8月28日から2ヵ月後の末日(2024年10月31日)までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、2ヵ月後の末日(2024年10月31日)を限度として猶予します。

<第2群・第3群>

2024年8月29日から2ヵ月後の末日(2024年10月31日)までにご契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みについては、2ヵ月後の末日(2024年10月31日)を限度として猶予します。

対象		使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予
車検対象車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害等で被災されたご契約者 ・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方	車検伸長対象地域内	有	【第1群】 ○ 2024年8月29日まで	○ 2024年10月31日まで
				【第2群】 ○ 2024年8月30日まで	
				【第3群】 ○ 2024年9月2日まで	

		車検伸長 対象地域 外	無	×	
	上記以外	車検伸長 対象地域 内	有	【第1群】 ○ 2024年8月29日まで 【第2群】 ○ 2024年8月30日まで 【第3群】 ○ 2024年9月2日まで	
		車検伸長 対象地域 外	無	×	×
車検 対象 外車	・ 災害救助法適用地域内に居住 するご契約者 ・ 今回の災害等で被災されたご 契約者 ・ 今回の災害等で被災した保険 会社、代理店・扱者の取扱う ご契約者 ・ 今回の災害等の復旧に派遣さ れた警察、自衛隊、電力会社 等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断 する方	—	—	【第1群】 ○ 2024年8月29日まで 【第2群】 ○ 2024年8月30日まで 【第3群】 ○ 2024年9月2日まで	○ 2024年 10月31 日まで
	上記以外	—	—	×	×